

大気環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H32 (目標)
大気中の二酸化窒素 (NO ₂) 濃度 (ppm)				
0.007 ~ 0.027	0.005 ~ 0.017	0.005 ~ 0.015	0.005 ~ 0.015	環境基準値 0.06以下
達成度 (%)	100	100	100	100

● 大気の現況把握

京都府及び関西電力(株)が大気汚染状況を常時監視しています。

測定地点	京都府東舞鶴測定局 … 溝尻 (新舞鶴小学校) に設置 関西電力(株)測定局 … 三浜、岡安、和田、七日市、上東に設置
------	--

● 工場、事業場からの大気汚染 (含む悪臭) の抑制

市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 自動車排ガスの監視強化

交通量の多い道路27カ所で年1回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

二酸化窒素は、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生します。平成19年度～28年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化窒素

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

4 良好な生活環境の確保

二酸化窒素の測定結果（市測定分）

単位：ppm

道路名		測定地点	H28
国道	27号	舞鶴市字真倉地内	0.013
	27号	舞鶴市字十倉地内	0.022
	27号	舞鶴市字北田辺地内	0.022
	27号	舞鶴市字上安地内	0.034
	27号	舞鶴市字北吸地内	0.030
	27号	舞鶴市字浜地内	0.034
	27号	舞鶴市田中町地内	0.026
	27号	舞鶴市字小倉地内	0.024
	175号	舞鶴市字上福井地内	0.019
	175号	舞鶴市字寺内地内	0.028
177号	舞鶴市字魚屋地内	0.017	
主要地方道	東舞鶴・停車場線	舞鶴市字浜地内	0.022
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内	0.022
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内	0.015
	志高西舞鶴線	舞鶴市字公文名地内	0.013
	舞鶴綾部福知山線	舞鶴市字七日市地内	0.015
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字森地内	0.026
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字福来地内	0.026
	小倉西舞鶴線	舞鶴市清美が丘地内	0.024
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字行永地内	0.019
	舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字大波下地内	0.024
府道	物部西舞鶴線	舞鶴市字上福井地内	0.017
	由良・金ヶ岬・上福井線	舞鶴市字喜多地内	0.011
	余部下舞鶴港線	舞鶴市字長浜地内	0.013
	老富・舞鶴線	舞鶴市字常地内	0.017
	西舞鶴停車場線	舞鶴市字引土地内	0.024
	高浜・舞鶴線	舞鶴市字安岡地内	0.022

平成21年度から年1回、カプセル簡易測定法(*)により測定。

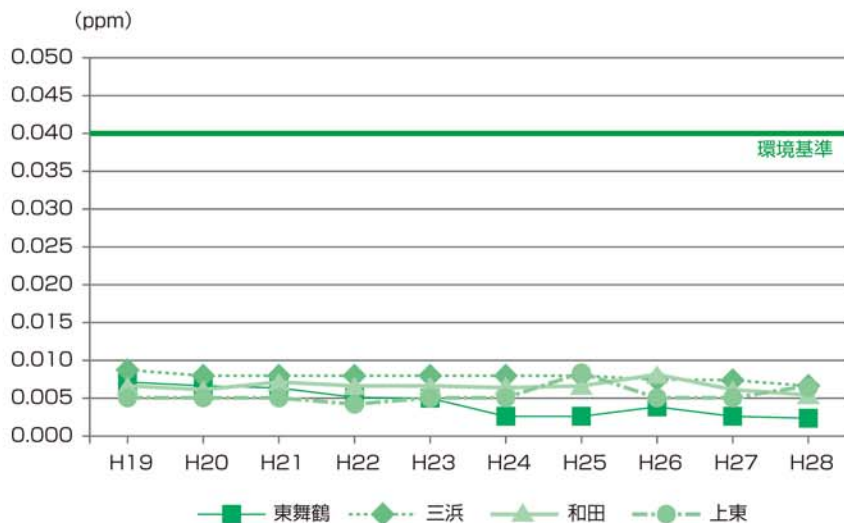
27カ所すべてにおいて環境基準を達成しています。

*カプセル簡易測定法…空気の捕集管としてのフタ付プラスチック容器などに、吸収剤を染み込ませたろ紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り外し、発光液(ザルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

■ 年間の環境基準達成
■ 年間の環境基準未達成

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生する気体です。無色で刺激臭があります。平成19～28年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化硫黄

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

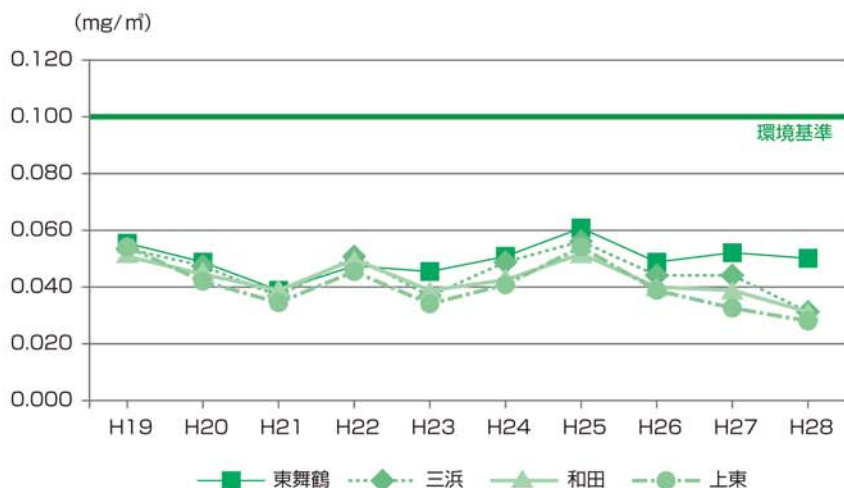
【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 年間の環境基準達成
■ 年間の環境基準未達成

浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

浮遊粒子状物質は、工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が $10\mu\text{m}$ ^(※1)以下のものをいいます。非常に小さいため、大気中に長時間とどまります。平成19～28年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 年間の環境基準達成
 ■ 年間の環境基準未達成

浮遊粒子状物質

環境基準

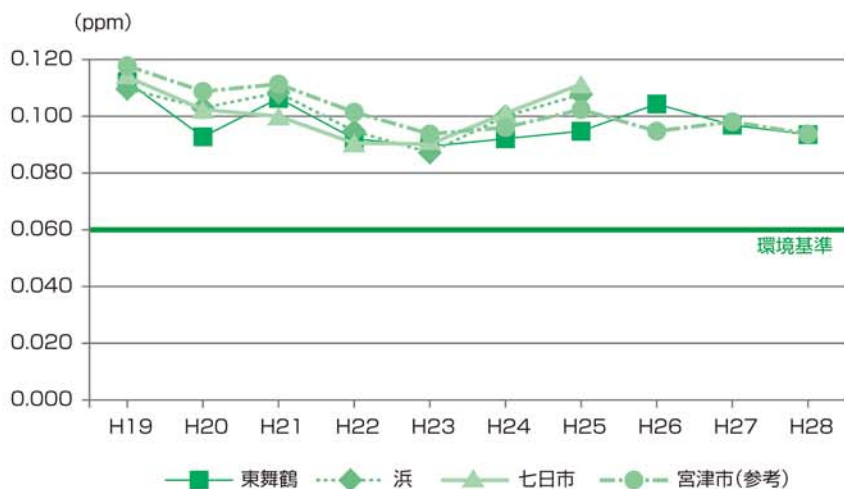
1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ^(※2)以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準 ($0.10\text{mg}/\text{m}^3$) 以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

※1 μm :長さの単位。マイクロメートル。
 $1\mu\text{m}=100$ 万分の1メートル
 ※2 mg/m^3 :大気1立方メートル中の量。
 mgは重さの単位。
 $1\text{mg}=1,000$ 分の1グラム

光化学オキシダントの測定結果



光化学オキシダント

環境基準

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

年間の環境基準評価方法

6時から20時までの昼間時間帯の1時間値が 0.06ppm 以下であること。

【環境基準を超えた日数と時間数】

項目	年度				
	H19	H20	H21	H22	H23
東舞鶴	日数	73	65	74	78
	時間数	379	346	423	371
浜	日数	90	88	71	80
	時間数	436	493	435	413
七日市	日数	83	81	62	65
	時間数	421	439	365	316
宮津市(参考)	日数	123	128	92	91
	時間数	829	916	645	520

項目	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
東舞鶴	日数	59	56	59	57
	時間数	286	280	385	358
浜	日数	93	78	-	-
	時間数	456	452	-	-
七日市	日数	74	73	-	-
	時間数	380	410	-	-
宮津市(参考)	日数	69	86	69	63
	時間数	401	508	442	411

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで発生します。濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態が光化学スモッグです。

平成19～28年度の10年間、一度も環境基準を達成していません。

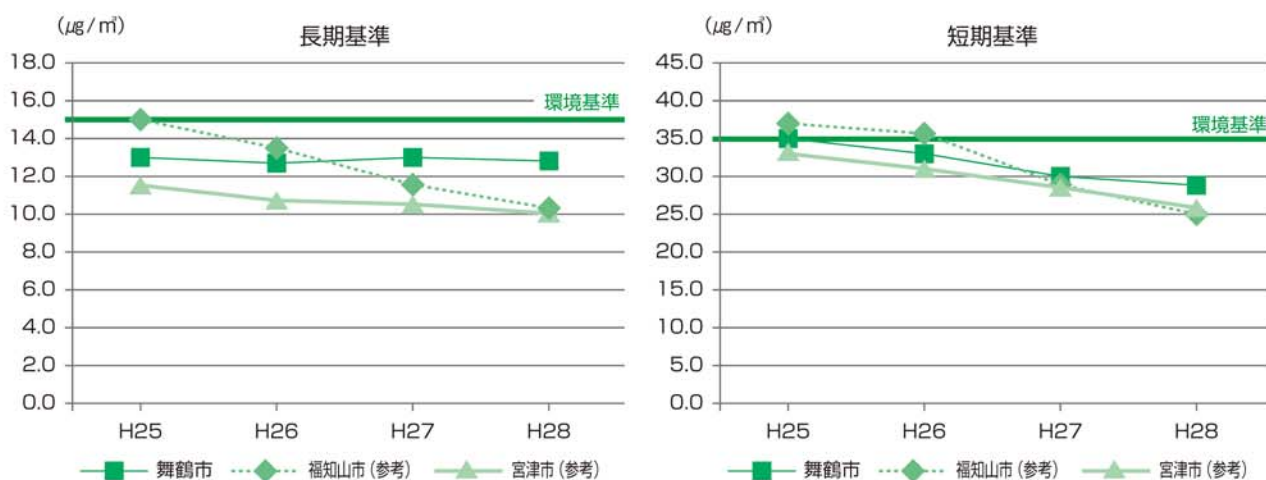
また、環境基準を超えた日数が多くありますが、これは府下全域の傾向です。国内では原因物質の排出量が規制により減少傾向であること、もともと原因物質が少ない地方でも濃度が高くなっていることなどから、外国からの飛来が原因の一つではないかといわれています。

4 良好な生活環境の確保

PM2.5の測定結果

PM2.5は、大気中に浮遊している2.5 μm 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子であるPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて循環器系への影響も心配されます。

市内では平成24年度から測定を行っており、平成28年度においては、長期基準（年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （※）以下）、短期基準（日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）ともに環境基準を達成しています。

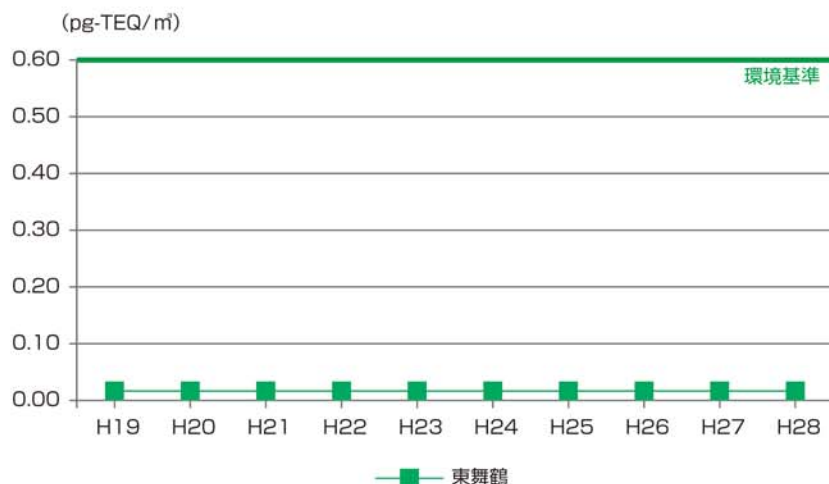


PM2.5	
<p>環境基準</p> <p>1年平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であり、かつ、1日平均値が35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</p>	<p>年間の環境基準評価方法</p> <p>1年平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</p>

※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$: 大気1立方メートル中の量。
 μg (マイクログラム)は重さの単位。
 $1\mu\text{g}=100$ 万分の1グラム。

ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、ものが燃える過程などで発生します。非常に毒性が強く、分解しにくい性質を持っているのが特徴です。市内では、毎年環境基準を達成しています。



ダイオキシン類
<p>環境基準</p> <p>年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。</p>

※ pg-TEQ/m³: 大気1立方メートル中の量。
pg(ピコグラム)は重さの単位。1pg=1兆分の1グラム。TEQは、複数種類あるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)の毒性に換算した値(毒性等量)ということを表します。

水環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
舞鶴湾の化学的酸素要求量 (COD) 値 (mg/ℓ)					
2.3~2.9	2.0~2.4	1.7~2.1	1.9~2.2	➡	環境基準値 2以下
達成度 (%)	0 ●	0 ●	0 ●		100
由良川、伊佐津川、河辺川の生物化学的酸素要求量 (BOD) 値 (mg/ℓ)					
0.6~1.7	0.5~2.1	0.5~0.7	0.5~0.8	➡	環境基準値 2以下
達成度 (%)	95.2 🌳	100 🌳	100 🌳		100
水洗化普及率 (%)					
70.2	94.1	94.8	95.1	➡	98
達成度 (%)	96.0 🌳	96.7 🌳	97.0 🌳		100
水洗化率 (%)					
58	88.4	88.9	89.3	➡	92
達成度 (%)	96.0 🌳	96.6 🌳	97.1 🌳		100

● 河川や海の水質の把握

海域（舞鶴湾）では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が22地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



五老岳から見た舞鶴湾

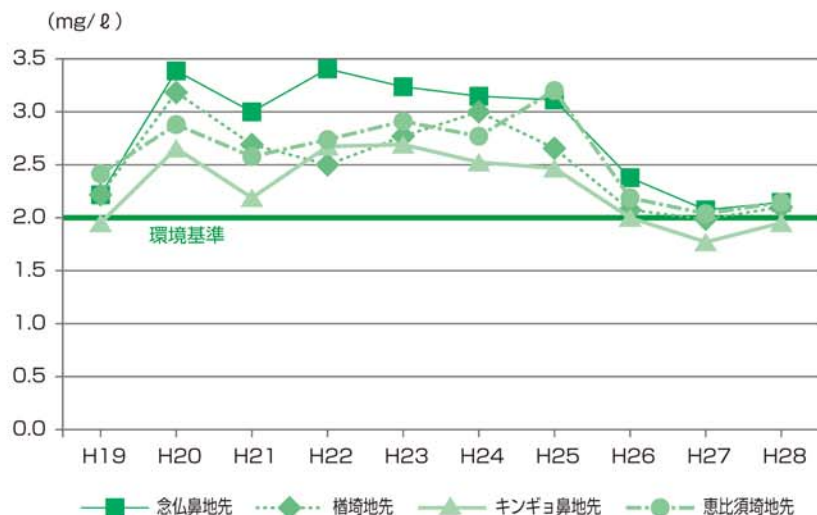


4 良好な生活環境の確保

舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを化学的酸素要求量(COD)といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることとなります。

平成19～28年度の10年間は、環境基準が未達成となっています。



COD指定類型A^(※)

環境基準

1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。

年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

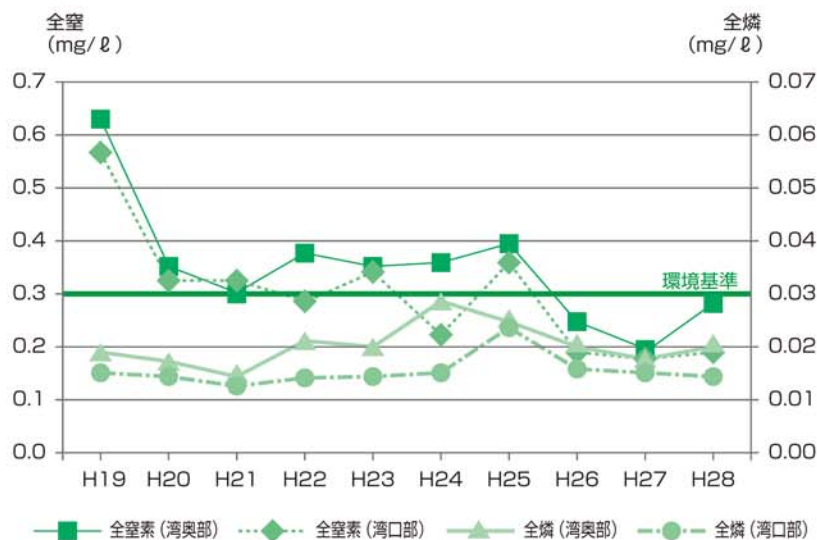
本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したこととなります。

※ 指定類型A:CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然探勝などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生息できる水質です。

舞鶴湾・全窒素全燐測定結果

全窒素・全燐とは、水中の窒素化合物・燐化合物に含まれる窒素、燐の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。

湾奥部の方が全窒素・全燐ともに濃度が少し高い傾向にあります。平成19～28年度の10年間の環境基準達成状況をみると、未達成の年度の方が達成した年度よりもやや多くなっています。



全窒素・全燐指定類型II^(※)

環境基準

全窒素の年間平均値が0.3mg/ℓ以下であり、かつ全燐の年間平均値が0.03mg/ℓ以下であること。

年間の環境基準評価方法

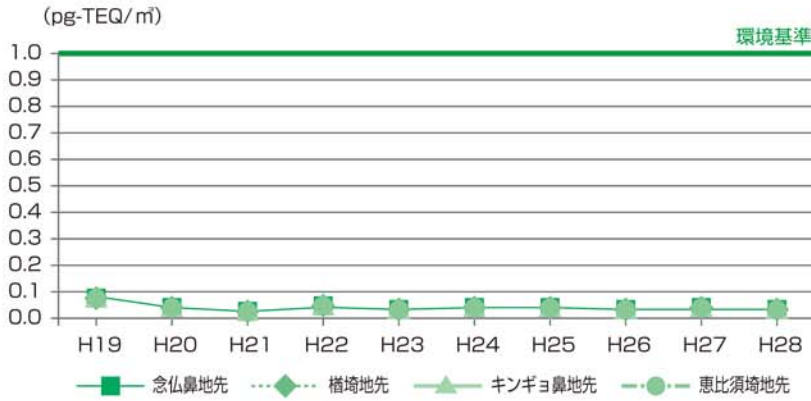
環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全燐ともに基準以下であること。

本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値とともに基準を満たした場合に達成したこととなります。

※ 指定類型II:窒素・燐に係る海域の類型はI～IVの4種類あり、IIの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

舞鶴湾・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果を見ると、すべての基準点で毎年、環境基準を達成しています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m³以下であること。

《河川の状況》

河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が水質を測定しています。そのほか、市では22カ所で河川の水質測定を行っています。



測定箇所

《国・府測定河川》①由良川(由良川橋)、②伊佐津川(相生橋)、③河辺川(第一河辺川橋)、④高野川(新橋)、⑤与保呂川(桜橋)

《市測定河川》①由良川(八雲橋)、②福井川(福井橋)、③女布川(出合橋)、④池内川(山崎橋)、⑤高野川(大橋)、⑥伊佐津川(新相生橋)、⑦大手川(田辺橋)、⑧大手川(裁判所前)、⑨静深川(新静深橋)、⑩吉原入江(港橋)、⑪天清川(天清橋)、⑫米田川(相生小橋)、⑬余部下水路(ジャパンマリンユナイテッド前)、⑭榎川(細谷橋)、⑮寺川(森三本木)、⑯寺川(初瀬橋)、⑰寺川(八島橋)、⑱与保呂川(養老橋)、⑲祖母谷川(浪速橋)、⑳堀川(乙姫橋)、㉑志楽川(竜宮橋)、㉒松島川(八島通角)、㉓朝来川(浜田橋)、㉔河辺川(第一河辺川橋下流)、㉕黒田川(赤野橋上流)、㉖大丹生川(花迫口橋)

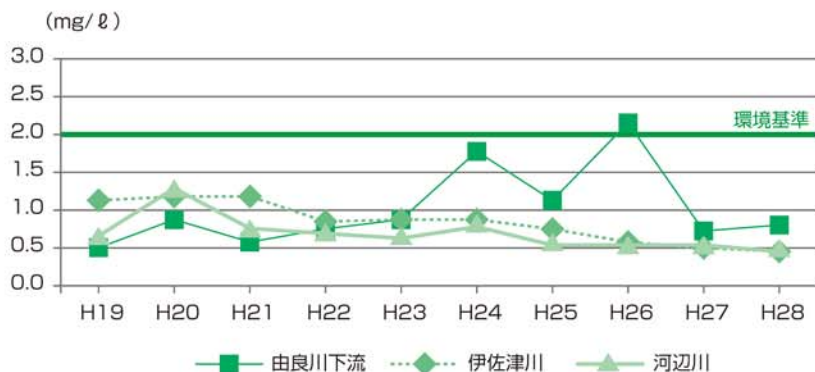
※各河川の詳細データは別冊資料集に掲載しています。

※⑧、⑮、⑯は平成25年度で、⑩は平成26年度をもって測定を終了しています。

4 良好な生活環境の確保

河川・BOD測定結果

平成19～28年度の10年間のうち、平成26年度の由良川を除いては、3河川ともに年間の環境基準を達成しています。なお、由良川（下流）の環境基準点は5カ所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになりますが、平成28年度は環境基準を達成しています。



BOD指定類型A^(※)

環境基準

1日平均値が2.0mg/l以下であること。

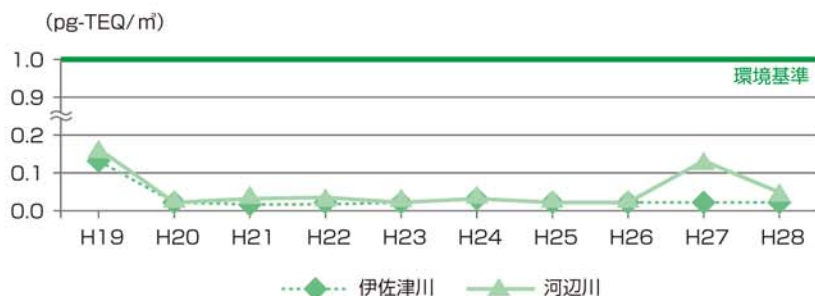
年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが環境基準(2.0mg/l)以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

※ 指定類型…河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。

河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を達成しています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m³以下であること。

● 水質汚濁の抑制と改善

市と市内の主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 環境負荷が少ない農林水産業の促進

【エコファーマー】

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に優しい農業に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称です。

平成28年度末までに舞鶴市内でエコファーマーの認定を受けた件数は52件です。認定を受けた農産物には、エコファーマーマーク（右イラスト）を付けることができます。



● 水洗化の普及促進

水洗化人口（公共下水道（特環＝特定環境保全公共下水道を含む）、農・漁業集落排水、合併浄化槽）は、71,518人（水洗化率89.3%）となっており、27年度（71,711人、水洗化率88.9%）と比べ、人口比で横ばい（水洗化率は0.4ポイント上昇）となっています。

し尿の収集量は、11,176.2^{kg}（27年度12,143.5^{kg}・前年度比約8.7%減）。公共下水道事業や公設浄化槽整備事業により水洗化が進んだことで減少しています。また、浄化槽汚泥の収集量は7,698.5^{kg}（27年度8,061.9^{kg}・前年度比約0.5%減）となっています。

水洗化人口の推移

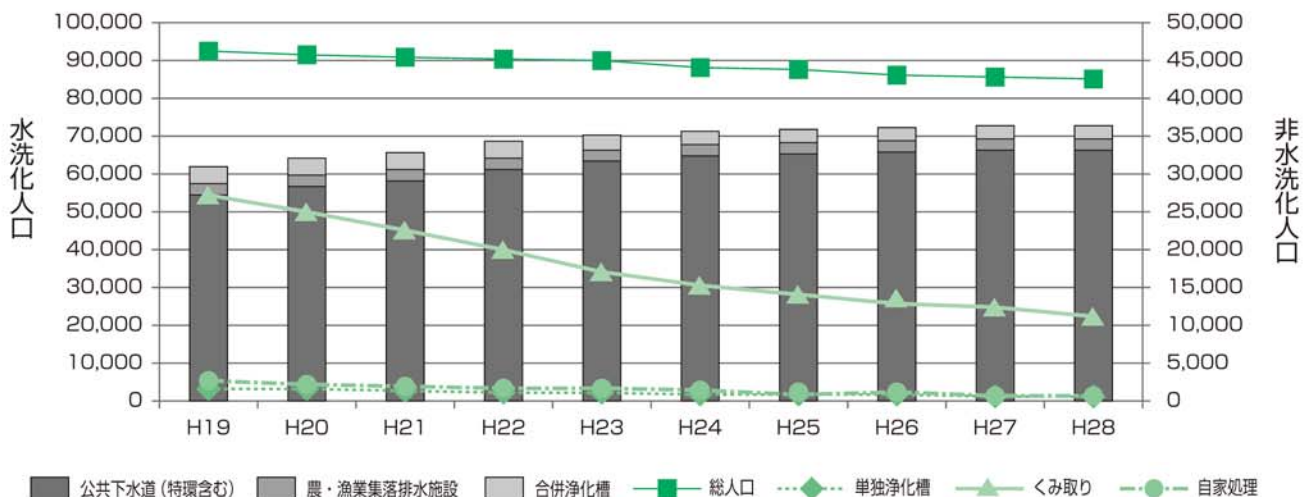
（単位：人）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	
総人口	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115	
公共下水道（特環含む）人口	64,858	65,296	65,825	66,007	66,348	
農・漁業集落排水施設人口	2,024	2,063	2,051	2,019	1,929	
浄化槽人口	合併浄化槽	4,123	3,905	3,845	3,685	3,241
	単独浄化槽	750	711	660	636	604
くみ取り人口	15,146	14,157	13,042	12,130	11,400	
自家処理人口	1,008	835	765	644	593	

※人口は各年度末人口(外国人含む)

資料 市生活環境課

水洗化人口推移



し尿量等の推移

区分	単位	H24	H25	H26	H27	H28
し尿収集量	kg (^{kg} / _日)	16,416.4	15,153.4	13,223.4	12,143.5	11,176.2
浄化槽汚泥収集量		9,163.1	8,136.5	8,011.4	8,061.9	7,698.5
し尿処理施設投入量		25,579.5	23,289.9	21,234.8	20,205.4	18,874.7
1日当たり処理量		70.1	63.8	58.2	55.2	51.7
し尿収集件数	件	54,597	50,053	44,547	41,205	39,705
浄化槽汚泥収集件数		1,925	1,801	1,741	1,703	1,563

※間年(平成27年度)は1年を366日として計算。

資料 市生活環境課

4 良好な生活環境の確保

生活環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
自動車騒音の環境基準が超過している地点数 (地点)					
11	8	9	9	➡	5
達成度 (%)	62.5	55.6	55.6		100
生活公害の苦情件数 (件/年度)					
71	42	42	43	➡	30
達成度 (%)	71.4	71.4	69.8		100

● 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に、騒音規制法により要請限度^(※)が定められており、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。

※要請限度…自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な処置をとるよう要請や意見を述べることができます。



騒音測定の様子

騒音の状況 (等価騒音レベルの測定結果^{※1})

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の程度を表します。平成28年度は20カ所のうち、昼間に6カ所、夜間に9カ所で環境基準を超過しています。なお、要請限度を超過した地点はありませんでした。

①京都府測定分^{※1}

単位：db (デシベル)

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																				
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	小倉60	71	69	71	69	74	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	上安1925	73	69	73	70	73	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	京田30	70	66	-	-	71	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	満尻150-11	72	70	71	69	72	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	田中町19	-	-	-	-	-	68	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	北吸無番地	-	-	-	-	-	-	66	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	175号	下福井901	71	68	-	-	70	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	175号	下福井735	-	-	-	-	-	-	69	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	主要地方道	舞鶴野原港高浜線	泉源寺175-2	-	-	68	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	倉谷1499	-	-	68	64	-	-	69	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小倉西舞鶴線		行永291	62	57	-	-	64	58	64	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 京都府

②舞鶴市測定分※1

単位：db（デシベル）

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																				
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	真倉416-1	66	65	-	-	61	59	-	-	60	58	-	-	62	60	-	-	62	58	-	-	
	27号	十倉60-1	-	-	-	-	-	-	-	-	71	68	72	69	70	69	71	68	68	68	67	67	
	27号	北田辺170-5	64	61	-	-	63	60	-	-	66	63	-	-	68	64	-	-	67	63	-	-	
	27号	上安642-5	76	72	76	73	73	69	74	67	73	68	75	70	75	70	74	70	73	68	73	69	
	27号	北吸1039-3	70	67	70	67	65	62	-	-	65	61	-	-	67	62	-	-	66	63	-	-	
	27号	浜2006-13	71	69	71	68	70	67	72	66	71	67	72	69	73	69	71	68	72	68	71	69	
	27号	田中町4-1	70	69	70	68	70	67	70	65	-	-	71	68	69	68	69	67	73	66	68	67	
	27号	小倉11	74	70	73	71	72	69	72	71	73	70	74	70	73	69	72	70	71	68	71	68	
	175号	上福井100-1	74	70	72	69	72	69	73	70	72	68	74	70	72	70	74	69	72	68	71	67	
	175号	寺内4-13	73	70	71	68	70	67	65	61	-	-	69	65	-	-	72	68	72	67	71	66	
	177号	魚屋243-2	62	55	-	-	61	56	-	-	59	53	-	-	61	53	-	-	55	59	-	-	
	主要地方道	東舞鶴・停車場線	浜764	-	-	68	61	-	-	66	57	-	-	67	59	-	-	67	58	-	-	66	59
		舞鶴和知線	北浜町9-2	-	-	63	57	-	-	64	58	-	-	64	57	-	-	63	57	-	-	61	54
		舞鶴和知線	行永451-4	-	-	62	58	-	-	62	55	-	-	62	54	-	-	61	53	-	-	63	59
		志高西舞鶴線	公文名104-3	62	54	-	-	63	54	-	-	60	50	-	-	61	57	-	-	61	59	-	-
		舞鶴綾部福知山線	七日市99-1	62	54	-	-	62	54	-	-	63	54	-	-	62	53	-	-	58	49	-	-
		小倉西舞鶴線	森284-3	69	65	-	-	70	65	-	-	71	65	70	65	-	-	69	64	-	-	63	58
		小倉西舞鶴線	福来199-3	66	63	-	-	63	58	-	-	63	59	-	-	67	53	-	-	67	63	-	-
		小倉西舞鶴線	清美が丘4-4	71	67	72	67	68	63	-	-	69	64	-	-	70	64	-	-	71	64	69	62
		小倉西舞鶴線	行永2845-4	-	-	64	59	-	-	65	59	-	-	68	63	-	-	69	62	-	-	70	66
		舞鶴野原港高浜線	大波下421-2	71	63	70	61	-	-	70	61	-	-	69	61	-	-	69	59	-	-	69	58
		物部西舞鶴線	上福井944-3	53	52	-	-	55	49	-	-	54	51	-	-	63	52	-	-	52	47	-	-
		府道	由良・金ヶ岬・上福井線	喜多194-2	56	47	-	-	57	53	-	-	57	56	-	-	56	46	-	-	56	49	-
	余部下舞鶴港線		長浜103	-	-	63	53	-	-	62	52	-	-	62	52	-	-	61	51	-	-	61	50
	老富・舞鶴線		常9-2	-	-	64	58	-	-	64	58	-	-	64	55	-	-	63	56	-	-	64	58
	高浜・舞鶴線		安岡585	-	-	65	58	-	-	66	58	-	-	65	59	-	-	66	56	-	-	65	57
	西舞鶴停車場線	引土7-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	52	-	-	58	58	-	-	57	51	
	一般地域	-	愛宕中町7-4	54	46	54	49	53	52	54	45	-	-	-	-	54	45	-	-	59	54	58	46
-		常363	52	46	52	44	-	-	55	46	50	42	53	43	-	-	51	44	-	-	53	44	
-		高野由里233	50	45	-	-	52	49	52	48	50	43	-	-	54	52	49	47	50	41	-	-	
-		伊佐津603	-	-	49	52	47	46	50	48	47	39	-	-	48	40	-	-	46	38	-	-	

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 市生活環境課

道路に面する地域の基準※2

	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
環境基準(等価騒音レベル)	70db以下	65db以下
要請限度(等価騒音レベル)	75db以下	70db以下

一般地域の基準※3

	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
環境基準(等価騒音レベル)	55db以下	45db以下

騒音レベル	騒音の大きさの例	備考
80db	地下鉄の車内	うるさい ↑ ↓ 静か
70db	電話のベル	
60db	普通の会話	
50db	静かな事務所	
40db	図書館	

※1 -：測定未実施

京都府測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。舞鶴市測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。

※2 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。

※3 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

騒音の状況(自動車騒音面的評価結果※1)

単位：%

①京都府評価分(～H23)、舞鶴市評価分(H24～)

区分	道路名	調査区間	環境基準達成率(※2)																				
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	吉坂～小倉	85	55	94	69	58	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	85	-	-	
	27号	北吸～余部下	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
	27号	余部下～魚屋	61	59	68	66	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	65	
	27号	魚屋～京田	89	89	-	-	81	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	魚屋～円満寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
	27号	円満寺～京田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	87	
	27号	満尻～北吸	79	69	77	74	70	73	-	-	-	-	-	-	-	-	77	77	-	-	99	87	
	27号	小倉～満尻	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	81	78	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	京田～真倉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	
	175号	下福井～魚屋	80	78	-	-	82	81	-	-	-	-	-	-	-	-	79	77	99	98	-	-	
	175号	八田～下福井	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	177号	北田辺～魚屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
	主要地方道	東舞鶴・停車場線	浜町～浜	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		舞鶴和知線	浜～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-
		舞鶴和知線	行永～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-
		舞鶴野原港高浜線	満尻～中田	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	小倉～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	上安～円満寺	-	-	100	100	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99
		小倉西舞鶴線	行永～森	100	100	-	-	98	98	100	100	-	-	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	森～上安	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	94	-	-	-	-	-	-
		由良・金ヶ岬・上福井線	白杉～下福井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-
		老富・舞鶴線	与保呂～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-
		府道高浜・舞鶴線	登尾～鹿原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99
		老富・舞鶴線	与保呂～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	85

環境基準達成率： 100%達成 70～99%達成 40～69%達成 40%未満

資料 京都府(～H23)・舞鶴市(H24～)

※1 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

※2 調査区間内の道路に面する地域(道路沿道両側50メートル)に立地する住居等のうち、環境基準を達成している戸数の割合。平成23年度までは舞鶴市測定分では、面的評価をしていません。

4 良好な生活環境の確保

振動の状況（振動の測定結果）※1

①舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）（L10※2）

用途地域の区分	測定地点 ※3	昼間（8時～19時）											夜間（19時～8時）										
		要請 限度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	要請 限度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
商業	寺内4-13	70	46	49	53	43	50	50	45	45	44	47	65	42	50	48	40	41	48	45	37	39	41
商業	北田辺170-6	70	47	35	45	43	50	48	44	46	46	43	65	40	38	47	39	42	38	34	39	36	33
準住居	南田辺84	70	38	35	43	39	40	41	44	38	37	37	65	39	41	44	39	39	37	38	36	38	33
商業	上安612	65	49	51	49	48	51	53	45	51	44	47	60	44	49	50	35	54	51	49	40	34	45
近隣商業	余部上292	70	47	47	50	41	49	47	45	44	50	49	65	42	43	47	34	46	51	41	43	45	45
商業	北吸729	70	44	49	48	42	43	47	40	41	45	48	65	44	45	46	37	40	42	40	41	39	43
商業	満辰81-5	70	45	46	48	41	45	52	47	42	46	43	65	44	46	49	37	48	49	44	48	41	40
商業	市場28	70	48	50	48	45	52	49	47	45	44	53	65	44	50	51	41	52	52	46	46	44	47

■ 要請限度超過

資料 市生活環境課

- ※1 測定結果は各地点で10分程度、簡易的に測定したもので、測定結果は参考値です。
- ※2 L10:測定値を小さなものから順に並べ、上位と下位それぞれの10%のデータを切り捨てた残りの最大値のことで、振動の評価に使われます。
- ※3 測定地点は道路端です。

振動レベル	振動のめやす	備考
80db	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる	大きい ↑ ↓ 小さい
70db	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く	
60db	静止している人にだけ感じる	
50db	人体に感じない程度	

● 野焼きの防止

野焼きは農作業に伴う焼却など、一部例外を除き法律で禁止されています。野焼きの苦情に対しては、その行為者に指導を行っているほか、市ホームページや市発行の冊子で、野焼きをしないよう啓発を行っています。

● 環境保全の監視・指導の強化

市と市内の主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

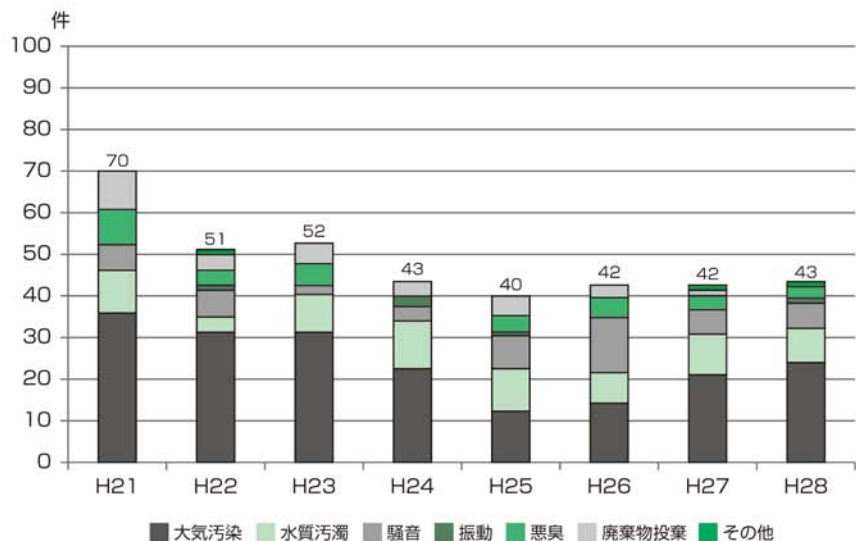
騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼び掛けています。

公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題がほとんどです。

平成28年度に受けた苦情の件数は43件で、27年度と比べ1件増加しました。

大気に関するものが25件と最も多く、その内22件が野焼きに関するものでした。



資料 市生活環境課